

第 93 期 事 業 報 告 書

〔 平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで 〕

一般社団法人 信 託 協 会

事業概況

信託制度は、近年少子高齢化の進展などの社会・経済環境の変化を背景として、遺言信託のほか、教育資金贈与信託、遺言代用信託および後見制度支援信託の利用が増加しているなど、社会の多様なニーズに対応しその有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着してきている。

平成28年度においては、11月末に信託財産総額が1,000兆円を突破するなど、信託の利用は着実に拡大している中で、更なる信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような協会活動を積極的に展開した。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

(1) 税制改正要望

「平成29年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、経済産業省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の関係省庁はじめ関係各方面に提出した。主な要望項目は、次のとおりである。

1. 企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
2. 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
3. 特定受益証券発行信託について、二重課税の調整を可能とすること等、所要の措置を講じること。

要望の結果、平成29年度税制改正の大綱において、企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税に関する課税停止措置の延長等が措置されることとなった。

(2) 規制改革要望

「規制改革に関する提案」（18項目）を取りまとめ、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府規制改革推

進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、商事信託法研究会・信託税制研究会を設置している。

商事信託法研究会においては、想定事例をもとに信託と法的倒産手続、信託社債をめぐる法的問題、信託における貸付時の諸問題という理論的・実務的に重要なテーマについて検討を行った。

信託税制研究会においては、法制審議会の動向を踏まえ、公益信託税制について研究したほか、受益権の複層化や事業承継税制のあり方等について研究を行った。また、信託研究の振興を図るため、信託に関する学問的研究を志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を展開した。

また、「日本の信託(2016)」を作成し、消費生活センター、消費者団体等へ配布するとともに、大学での信託に関する講義のほか、障がい者支援を行う NPO 法人や消費生活センターなどからの講演依頼を受け、特定贈与信託や後見制度支援信託など障害者のための信託や信託の仕組み、最近の注目される信託などに関する講演を行ったほか、新たな動画コンテンツ「動画で学ぶ信託」を制作し、ホームページ等において公開するなど、金融経済教育の観点からも更なる普及活動を行った。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓蒙活動の推進

信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託の実務に携わる方々等を対象とし、

「企業年金制度の現状と課題」および「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」をテーマとする信託オープンセミナーを開催した。

また、「受託者責任」という表現が幅広い分野で使用され、社会一般に浸透しつつあるとともに、昨今、「フィデューシャリー・デューティー」の概念の浸透と実践に向けた取組みが進められていることを踏まえ、倫理綱領を改定したほか、加盟会社における取組みの推進を図り、諸活動を実施した。

(3) コンプライアンス活動の推進

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を継続的に実施している。

また、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、「改正個人情報保護法の施行に向けて」をテーマとする信託セミナー開催等による情報提供を行った。

(4) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修を実施した。

さらに、加盟会社の役職員を対象に税制、人権・同和、個人情報の保護等をテーマとして信託セミナーを開催した。

4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、すべての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に苦情の解決、ホームページ等を通じて周知活動等を行うとともに、あっせん委員会の運営状況について公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関・消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会における検討状況等を踏まえ、信託相談所の運営改善・強化に努めた。

5. 組織運営の円滑化

(1) 事務局の機能強化

信託大会、社員・準社員懇談会等の協会主要行事について、効率的、かつ円滑な運営に努めるとともに、各種委員会・部会等についてもその目的を果たすことができるよう、適時、適切に開催した。

また、引き続き事務の合理化・効率化に努めたほか、加盟会社に対する関係省庁等からの情報提供の充実を図った。

(2) 番号制度施行に伴う対応

番号制度（いわゆるマイナンバー法）施行に伴い、役職員および関係者の個人番号の徴求・取扱いに関し、番号関係事務実施者としての体制を整備し、適正な事務を開始した。

以 上